

道路占用料徴収条例新旧対照表

現行				改正案					
第1条～第6条 省略 別表(第3条関係)				第1条～第6条 省略 別表(第3条関係)					
占用物件		単位	占用料(円)	占用物件		単位	占用料(円)		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	1本につき1年	<u>4,320</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	1本につき1年	<u>4,644</u>		
	電気事業者が電線を添架する電柱又は電話柱	1本につき1年	<u>2,880</u>		電気事業者が電線を添架する電柱又は電話柱	1本につき1年	<u>3,096</u>		
	電話柱	1本につき1年	<u>2,232</u>		電話柱	1本につき1年	<u>2,412</u>		
	認定電気通信事業者が通信線を添架する電柱又は電話柱	1本につき1年	<u>1,488</u>		認定電気通信事業者が通信線を添架する電柱又は電話柱	1本につき1年	<u>1,608</u>		
	その他の柱類	1本につき1年	180		その他の柱類	1本につき1年	180		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1基につき1年	<u>4,356</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1基につき1年	<u>4,164</u>		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	24		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	24		
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	24		地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	24		
	路上に設ける変圧器	1基につき1年	<u>1,764</u>		路上に設ける変圧器	1基につき1年	<u>1,692</u>		
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,440</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,548</u>		
	広告塔	直径又は長辺1メートル、高さ4メートル未満のもの	1基につき1月		<u>3,684</u>	広告塔	直径又は長辺1メートル、高さ4メートル未満のもの	1基につき1月	<u>3,215</u>
		直径又は長辺1メートル、高さ4メートル以上のもの	1基につき1月		<u>7,356</u>		直径又は長辺1メートル、高さ4メートル以上のもの	1基につき1月	<u>6,430</u>
	送電塔		占用面積1平方メートルにつき1年		<u>3,600</u>	送電塔		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>3,444</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1基につき1年		<u>1,620</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱		1基につき1年	<u>1,548</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>108</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>120</u>
		外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>144</u>			外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>156</u>
		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>216</u>			外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>240</u>
		外径が0.15メートル	長さ1メートルにつ	<u>288</u>			外径が0.15メートル	長さ1メートルにつ	<u>312</u>

		以上0.20メートル未満のもの	き1年	
		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>432</u>
		外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>576</u>
		外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>1,008</u>
		外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>1,440</u>
		外径が1.00メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>2,880</u>
架 空 管 類		外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>108</u>
		外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>144</u>
		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>216</u>
		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>288</u>
		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>432</u>
		外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>576</u>
		外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>1,008</u>
		外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>1,440</u>
		外径が1.00メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>2,880</u>
		マンホールその他これに類す	占有面積 1 平方メー	

		以上0.20メートル未満のもの	き1年	
		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>468</u>
		外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>624</u>
		外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>1,092</u>
		外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>1,548</u>
		外径が1.00メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>3,096</u>
架 空 管 類		外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>120</u>
		外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>156</u>
		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>240</u>
		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>312</u>
		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>468</u>
		外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>624</u>
		外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>1,092</u>
		外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>1,548</u>
		外径が1.00メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>3,096</u>
		マンホールその他これに類す	占有面積 1 平方メー	

	るもの	トルにつき1年		
	地下埋設管への共同収容物 外径が0.05メートル未満のケーブル	長さ1メートルにつき1年	<u>72</u>	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	軌道その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>3,600</u>	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	アーケード	占用面積1平方メートルにつき1年	168	
	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>120</u>	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下室、地下街その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,952</u>	
	上空に設ける通路その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,952</u>	
	道路(地上)に接する通路その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	4,284	
	地下に設ける通路その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,952</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店、商品置場その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>624</u>	
法第32条第1項第7号に掲げる施設	広告看板類	官公署の宣伝併用のもの及び突出看板	表示面積1平方メートルにつき1月	176
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	356
		電柱等既設占用物件に添架のもの	1枚につき1月	<u>252</u>
		電柱等既設占用物件に巻付けのもの	1枚につき1月	<u>132</u>
	乗合自動車停留所標識	1本につき1年	<u>2,340</u>	
	標柱及び標識類	1本につき1月	<u>300</u>	
	アチ	上空のみ占用のもの	1基につき1月	<u>1,236</u>
柱の直径又は長辺が0.20メートル未満のもの		1基につき1月	<u>2,460</u>	
柱の直径又は長辺が0.20メートル以上のもの		1基につき1月	<u>3,924</u>	
	太陽光発電設備及び風力発電設備	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>3,600</u>	

	るもの	トルにつき1年		
	地下埋設管への共同収容物 外径が0.05メートル未満のケーブル	長さ1メートルにつき1年	<u>84</u>	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	軌道その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>3,444</u>	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	アーケード	占用面積1平方メートルにつき1年	168	
	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>129</u>	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下室、地下街その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,904</u>	
	上空に設ける通路その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,904</u>	
	道路(地上)に接する通路その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	4,284	
	地下に設ける通路その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,904</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店、商品置場その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>536</u>	
法第32条第1項第7号に掲げる施設	広告看板類	官公署の宣伝併用のもの及び突出看板	表示面積1平方メートルにつき1月	176
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	356
		電柱等既設占用物件に添架のもの	1枚につき1月	<u>242</u>
		電柱等既設占用物件に巻付けのもの	1枚につき1月	<u>121</u>
	乗合自動車停留所標識	1本につき1年	<u>2,244</u>	
	標柱及び標識類	1本につき1月	<u>287</u>	
	アチ	上空のみ占用のもの	1基につき1月	<u>1,206</u>
柱の直径又は長辺が0.20メートル未満のもの		1基につき1月	<u>2,412</u>	
柱の直径又は長辺が0.20メートル以上のもの		1基につき1月	<u>3,858</u>	
	太陽光発電設備及び風力発電設備	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>3,444</u>	

	工事用仮囲、足場及び工事用材料置場並びに落下防止柵その他これらに類するもの	路面占有物件	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>624</u>
		上空占有物件	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>252</u>
	広告併用街灯		1 本につき 1 年	1,044
	車輪止め装置その他の器具		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,452
その他のもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 月		624 円以内でその都度市長が定める額

備考 省略

	工事用仮囲、足場及び工事用材料置場並びに落下防止柵その他これらに類するもの	路面占有物件	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>536</u>
		上空占有物件	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>242</u>
	広告併用街灯		1 本につき 1 年	1,044
	車輪止め装置その他の器具		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,452
その他のもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 月		536 円以内でその都度市長が定める額

備考 省略